

ID: 1851

担当部署: 都市建設課

処分の概要	一の所有者による移動等円滑化施設協定の認可(第50条の準用)		
法令名称 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第51条の2第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】 準用規定法第50条の規定による。 (一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定) 第50条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。 2 市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。 3 第43条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。 4 第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第2項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日